

【事例1】国税庁ホームページを利用して申告書等を作成する場合の具体的入力例

私は、P証券中央支店に開設していた特定口座（源泉徴収口座）で令和5年中に次の取引を行いました。そして、P証券から「特定口座年間取引報告書」が交付されました。

譲渡区分	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額
上場分	1,000,000円	1,500,000円	△500,000円
特定信用分	-	-	-
合計	1,000,000円	1,500,000円	△500,000円

また、この特定口座を通じて、上場株式であるA製薬の配当（収入金額100,000円）と公募公社債であるB自動車の社債の利子（収入金額100,000円）を受け取りました。私は、これらの収入以外に、給与（収入金額1,800,000円）と公的年金（収入金額2,772,100円）があります。

なお、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額が1,000,000円（令和4年分の損失）あります。今年の申告では、源泉徴収口座の譲渡損失の金額と上場株式等に係る配当所得等の金額を損益通算し、損益通算してもなお控除しきれない源泉徴収口座の譲渡損失の金額を前年から繰り越した損失とともに翌年以後に繰り越す申告をしようと思っています。

（入力した部分は、便宜上、青色で表示しています。）

はじめに

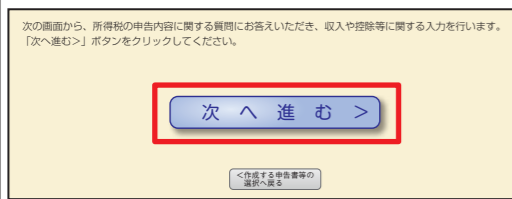
1 作成する申告書等の選択画面で、所得税を選択します。



この事例では、所得税及び復興特別所得税の確定申告書等を作成しますので、令和5年分の申告書等の作成の「所得税」をクリックしてください。

事業所得や不動産所得等のある方は、最初に「青色申告決算書・収支内訳書」を作成してください。この事例は、株式等の譲渡所得等、配当所得等、給与所得及び公的年金等の雑所得ですので、作成の必要はありません。

2 次へ進む > をクリックします。



3 申告書の作成をはじめる前に画面で、生年月日及び申告書の提出方法を入力します。



あなたの生年月日を入力してください。

入力済みの「申告書の提出方法」が選択されていますので確認してください。なお、申告書の提出方法について、「印刷して提出」を選択した方は、「作成する確定申告書の提出方法」欄は表示されません。

「質問」欄に表示される質問について、「はい」又は「いいえ」をクリックし、回答してください。全ての質問に回答した後、「次へ進む」をクリックしてください。

【事例1】の解説

○ あなたが行った取引は、全て「上場株式等」の取引に該当します。また、源泉徴収口座に受け入れたA製薬の株式の配当とB自動車の社債の利子は、「上場株式等の配当等」に該当し、その源泉徴収口座の譲渡損失の金額と損益通算されます。この結果生じた源泉徴収口座の譲渡損失の金額は申告することにより、譲渡の年の翌年以後3年間にわたり繰り越すことができます（52ページ参照）。これらの場合には、確定申告書に「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」を添付して提出する必要があります。

※ 源泉徴収口座の譲渡損失の金額を申告する場合には、その源泉徴収口座の配当所得等の金額も併せて申告しなければなりません（55ページの【注意】参照）。

これらの取引による譲渡所得等の金額及び翌年に繰り越す譲渡損失の金額は、次のとおりとなります。

	収入金額	必要経費等	差引金額	損益通算後の差引金額	翌年以後に繰り越される金額
(譲渡分)	1,000,000円	- 1,500,000円	= △500,000円	→ △300,000円	
(利子・配当分)	200,000円	- 0円	= 200,000円	→ 0円	
(繰越分)			△1,000,000円	→	→ △1,300,000円

○ 添付書類については25ページを参照してください。

I 「特定口座年間取引報告書」等から譲渡の対価の額や利子等・配当等の額などを入力します。

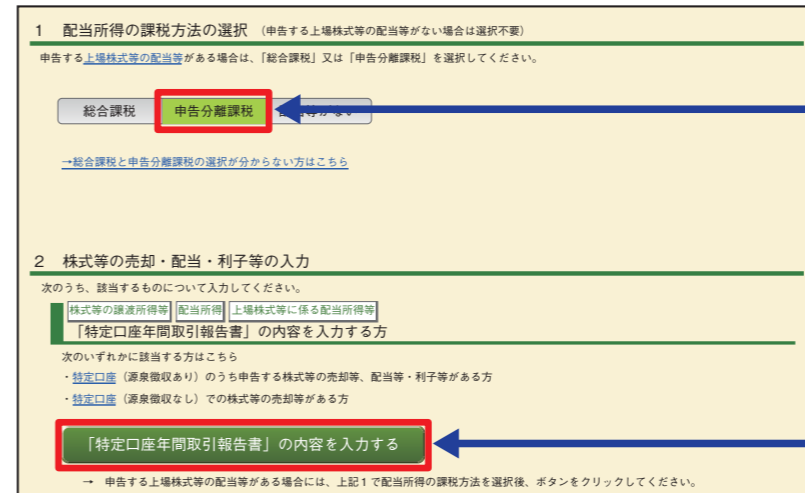
1 収入金額・所得金額の入力画面で、株式等の譲渡所得等の入力するをクリックします。



収入金額・所得金額の入力画面の下部に、株式等の譲渡所得等の入力欄が含まれる「分離課税の所得」の入力欄がありますので、画面をスクロールします。

株式等の譲渡所得等の「入力する」をクリックし、「金融・証券税制（入力項目の選択）」画面へ進みます。

2 金融・証券税制（入力項目の選択）画面で、配当所得の課税方法の選択をした上、「特定口座年間取引報告書」の内容を入力するをクリックします。



このボタンで配当所得の課税方法（総合課税又は申告分離課税）を選択することができます（62ページ参照）。この事例の場合、上場株式等の配当所得等の金額を上場株式等に係る譲渡損失の金額と損益通算しますので、「申告分離課税」を選択します。

この事例では、特定口座での株式等の売却等と配当及び利子の受領がありますので、「特定口座年間取引報告書」の内容を入力するをクリックします。

3 金融・証券税制(特定口座)画面で、「特定口座年間取引報告書」の内容(収入金額等)を入力します。

金融商品取引業者等から、データ(拡張子が[.xml]のもの)で交付された「特定口座年間取引報告書」がある場合、**データで交付された特定口座年間取引報告書の入力** ボタンから読み込む(入力する)ことができます。

この事例の場合は、**書面で交付された特定口座年間取引報告書の入力** ボタンから入力する方法について説明します。

「特定口座年間取引報告書」に記載されている内容を入力してください。

この事例の場合、源泉徴収口座の譲渡損失の金額を申告しますので、その源泉徴収口座の配当所得等の金額も併せて申告しなければなりません(55ページの【注意】参照)。したがって、「配当等」もチェックを付けてください。

「特定口座年間取引報告書」等を参照して、次の①～⑦欄に金額等を順次入力してください。なお、①欄、②欄及び③欄については、入力すべき金額がない場合には、0と入力します。

- ① 「源泉徴収税額(所得税)」欄及び「株式等譲渡所得割額(住民税)」欄
- ② 「譲渡の対価の額(収入金額)」欄及び「取得費及び譲渡に要した費用の額等」欄
- ③ 「配当等の額④～⑧及び⑩～⑭」欄
- ④ 「納付税額⑮」欄
- ⑤ 「上場株式配当等控除額⑨及び⑰」欄
- ⑥ 「配当所得に係る負債の利子の額」欄
- ⑦ 「金融商品取引業者等」欄
- ⑧ 「特定口座年間取引報告書に記載されたもの以外の費用」欄

この事例の場合、「配当所得に係る負債の利子の額」及び「特定口座年間取引報告書に記載されたもの以外の費用」はありませんので、入力の必要はありません。

※ ③欄に0以外の金額が入力された場合、計算結果によって「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」が自動で作成されます。

配当所得の課税方式は5ページの②の画面で選択した課税方式が表示されます。この課税方式を変更する場合は、5ページの②の画面で変更することができます。

申告する口座が複数ある場合には、**もう1件入力する(書面)** をクリックしてください。

申告する口座について全て入力が終了したら**入力終了(次へ)>** をクリックしてください。

マイナポータル連携を利用すれば、特定口座年間取引報告書のデータが自動入力されます!

マイナンバーカードを使用してマイナポータル連携を利用することで、マイナポータルから特定口座年間取引報告書の情報を一括取得することができ、国税庁ホームページを利用して申告書等を作成する際に、申告する特定口座年間取引報告書の**内容が自動入力**されます。

なお、マイナポータル連携に対応している証券会社等の情報は、国税庁ホームページの「マイナポータル連携可能な控除証明書等発行主体一覧」をご確認ください。
※ マイナポータル連携のご利用に当たっては、事前準備が必要となります。



4 金融・証券税制(入力項目の選択)画面で、上場株式等に係る譲渡損失の金額の繰越しに関する質問に答えた後、表示される「繰り越された譲渡損失」を入力する をクリックします。

この事例では、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を申告しますので、「令和4年分の申告で、上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越しましたか?」の**はい**を選択した後、表示される**「繰り越された譲渡損失」**を入力する をクリックします。

5 金融・証券税制(前年から繰り越された損失額)画面で、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」を入力します。

①～③欄は、「令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(控)」を基に、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合に入力します。
①欄 令和2年分の譲渡損失の繰越額
←付表の⑦欄の金額
②欄 令和3年分の譲渡損失の繰越額
←付表の⑧欄の金額
③欄 令和4年分の譲渡損失の繰越額
←付表の⑤欄の金額

この事例の場合、令和4年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額が前年から繰り越されていますので、「令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(控)1面」の⑤欄の金額を③欄に入力し、**入力終了(次へ)>** をクリックしてください。

6 金融・証券税制 (入力項目の選択) 画面で、申告する内容について、ボタンが「訂正・削除」になっていることを確認の上、画面下にある入力終了 (次へ) > をクリックします。

1 配当所得の課税方法の選択 (申告する上場株式等の配当等がない場合は選択不要)
申告する上場株式等の配当等がある場合は、「総合課税」又は「申告分離課税」を選択してください。

総合課税 申告分離課税 配当等がない

2 株式等の売却・配当・利子等の入力
次のうち、該当するものについて入力してください。
株式等の譲渡所得等 配当所得 上場株式等に係る配当所得等
「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する方
次のいずれかに該当する方はこちら
・特定口座 (源泉徴収あり) のうち申告する株式等の売却等、配当等・利子等がある方
・特定口座 (源泉徴収なし) での株式等の売却等がある方

「特定口座年間取引報告書」の内容を訂正・削除

「繰り越された譲渡損失」を訂正・削除

< 戻る 入力終了(次へ) >

この事例では、特定口座年間取引報告書の内容と前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を申告しますので、それぞれのボタンが「特定口座年間取引報告書」の内容を訂正・削除、「繰り越された譲渡損失」を訂正・削除になっていることを確認してください。

それぞれのボタンが「訂正・削除」になっていることを確認したら、入力終了(次へ) > をクリックします。

7 金融・証券税制 (株式等の譲渡所得等・計算結果確認1) 画面で、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の入力内容を確認します。

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の内容を表示します。内容を確認し、誤りがない場合は画面下の「確認終了 (次へ) >」ボタンをクリックしてください。

	一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額 ①	1,000,000 円
	その他の収入 ②	円
	小計 (①+②) ③	1,000,000 円
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費 (取得価額) ④	1,500,000 円
	譲渡のための委託手数料 ⑤	円
	小計 (④から⑥までの計) ⑦	1,500,000 円
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額 ⑧	円	円
差引金額 (③-⑦-⑧) ⑨	円	-500,000 円
特定投資株式の取得に要した金額等の控除 ⑩	円	円
所得金額 (⑨-⑩) ⑪	円	-500,000 円
本年度で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額 ⑫	円	円
繰越控除後の所得金額 (⑪-⑫) ⑬	円	円

< 戻る 確認終了(次へ) >

この事例では、上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、6ページの③の画面で入力した結果として、△500,000円になります。

「特定口座年間取引報告書」の内容と入力内容を確認してください。入力した金額に誤りがある場合には、<戻る>をクリックし、「金融・証券税制 (入力項目の選択) 画面 (6の画面) において、「特定口座年間取引報告書」の内容を訂正・削除」をクリックし、金額の訂正入力をしてください。

金額及び内容を確認し、誤りがなければ、確認終了(次へ) > をクリックしてください。

8 金融・証券税制 (株式等の譲渡所得等・計算結果確認2) 画面で、「確定申告書付表 (上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の入力内容を確認します。

1. 本年の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の①欄の金額)	①	500,000 円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の②欄の金額)	②	500,000 円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	③	500,000 円
本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③-④) (③欄の金額≧④欄の金額の場合、0円)	⑤	300,000 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (④-③) (③欄の金額≧④欄の金額の場合、0円)	⑥	0 円

2. 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年度で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年度で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 (令和2年分)	(A) 円	(D) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 (E) (分離課税配当所得等金額から差し引く部分) 円	円
本年の2年前分 (令和3年分)	(B) 円	(F) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 (G) (分離課税配当所得等金額から差し引く部分) 円	円
本年の前年分 (令和4年分)	(C) 1,000,000 円	(H) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 0 円 (I) (分離課税配当所得等金額から差し引く部分) 0 円	円
本年度で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 ((D)+(F)+(H))	⑨	0 円	円
本年度で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 ((E)+(G)+(I))	⑩	0 円	円
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤+⑦+⑧)	⑪	1,300,000 円	円

3. 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額の計算

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額 (⑥-⑪)	⑫	0 円
---	---	-----

< 戻る 確認終了(次へ) >

この事例の場合、翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額は、6ページの③から7ページの⑤の画面で入力した結果として、1,300,000円となります。

「特定口座年間取引報告書」及び「令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (控)」の内容を基に画面に表示された金額に誤りがないか確認してください。なお、画面に表示された金額に誤りがある場合には、<戻る>をクリックし、「金融・証券税制 (入力項目の選択) 画面 (8ページの6の画面) まで戻った上で、「繰り越された譲渡損失」を訂正・削除」をクリックし、金額の訂正入力をしてください。

金額及び内容を確認し、誤りがなければ、確認終了(次へ) > をクリックしてください。

9 収入金額・所得金額の入力 画面で、株式等の譲渡所得等及び上場株式等に係る配当所得等の入力内容を確認します。

分離課税の所得 (単位: 円)

所得の種類	入力・訂正内容確認	入力有無	入力内容から計算した所得金額 (? から表示金額の説明を確認できます。)
土地建物等の譲渡所得	入力する		
株式等の譲渡所得等	訂正・内容確認	上場株式等	△300,000
上場株式等に係る配当所得等	訂正・内容確認		0
先物取引に係る雑所得等	入力する		
退職所得	入力する		

決算書・収支内訳書作成コーナーへ

< 戻る 入力終了(次へ) >

この画面では、株式等の譲渡所得等及び上場株式等に係る配当所得等の計算結果が表示されます。金額を確認し、誤りがなければ、この画面の上へスクロールして、他の所得の入力をしてください。この事例では、次のIIで、給与所得や公的年金等の雑所得などの内容を順次入力します。

